

中海の自然再生の現状と課題

國井秀伸

(島根大学汽水域研究センター)

中国山地を源とする斐伊川の河口域に、淡水と海水の入り混じる汽水の湖、宍道湖（面積 79.1km²、平均水深 4.5m）と中海（同 86.2km²、5.4m）がある。これら 2 つの湖では、淡水化と干拓に関わる「昭和の国引き」とも呼ばれた「国営中海土地改良事業」が 40 年近く続けられてきたが、その後の減反への政策転換や淡水化による水質悪化への懸念から、干拓事業は 2000 年に中止され、2 年後の 2002 年 12 月に農水省は淡水化事業についても中止を決定した。しかし、特に中海では大規模かつ長年にわたって湖岸や湖底の地形改変が行われ、その結果広大な面積の浅場が失われ、多くの浚渫窪地が残された。

自然再生推進法が公布された 2002 年 12 月は、奇しくも淡水化事業が中止された同じ年の同じ月であった。推進法に沿った自然再生事業は、開発の際に損なわれた自然環境を単純に作り出すのではなく、それまでの人間による影響をていねいに取り除き、過去に失われた自然を取り戻すことを通して、地域の生態系が自己回復できる活力を取り戻すための事業であるとされている。このような事業は、過去に大きく改変された宍道湖・中海の再生・修復にふさわしいものといえるだろう。2 つの湖のうち、宍道湖に比べて劣化の著しい中海の自然再生に関して、2007 年 6 月に、NPO が実施主体となり事務局を運営する「中海自然再生協議会」が設立された。2009 年 8 月現在、全国で 20 の法定協議会が活動を行っているが、NPO が実施主体となっている協議会はこの「中海自然再生協議会」だけで、他は主務官庁の環境省、国交省、農水省あるいは県や市町村などの地方自治体の実施主体となっている。自然再生推進法に基づく自然再生事業はなかなか進んでいないのが現状であり、今後、各地で地域住民や NPO 等が協議会を積極的に組織するようになるかどうかは、この中海自然再生協議会の活動の成果によるといっても過言ではない。

2006 年 3 月に新潟で開催された日本生態学会の自由集会で、演者は「宍道湖・中海における自然再生の現状と将来展望」と題した発表を行なった。そのなかで、(1)中海・宍道湖の自然再生（生態系の健全性の回復）は必要であり、(2)科学的な資料はかなり揃っており、そして(3)多様な主体の参画と連携は準備できていることから、自然再生協議会を組織化することを提案した。また、クリアしなければならない課題として、自然再生協議会の実施者は誰なのか、事務局はどこが担当するのか、そして対象とする範囲は流域単位なのか、湖単位なのか、港湾単位なのか等々、いくつかの問題提起も行った。その時には、わずか 1 年ほど後に NPO が主体となった自然再生協議会が立ち上がるとは思ってもいなかったが、協議会を発足させた後の全体構想策定の過程では、次のようないくつかの新たな課題が出てきた。

- (1)対象地域が広く、行政等からの支援が得にくいこと。
- (2)総務省の評価書にもあるように、協議会に対して国からの財政的な支援がないこと。
- (3)協議会の対象地域ではないものの、隣接する大橋川で自然再生に逆行するような河川の改修計画が進められつつあること。
- (4)具体的な実施計画を実現させる段階で行政との協働が不可欠であるものの、全体構想の段階でも行政機関の支援が得られていないこと。

今後、協議会ではこれらの課題をひとつずつ解決しながら具体的な実施計画を立てていくことになる。